

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 ランプは、通常の使用で、使用者又は周囲に危害を与えないように設計し、かつ、製造しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.2 箇条 6 6.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.2 ランプは、分解すると安全性及び性能を損なう場合があるので、容易に分解できない構造でなければならない。 箇条 6 互換性 6.1 口金の互換性 互換性を確保するため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1 箇条 15	箇条 13 故障状態における安全性 13.1 一般要求事項 ランプは、通常使用中に発生が想定される故障状態において、安全性を損なってはならない。 箇条 15 異常動作 調光に対応しないランプが調光器又は電子スイッチで使用されることによって起こし得る異常動作状態の下でも危険を生じてはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1	箇条 5 表示 5.1 製品の表示 ランプには、次の事項を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続 き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		5.2	一定格入力電圧又は電圧範囲 一定格ランプ電力 一定格周波数 一定形式 5.2 包装などの表示 ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、5.1 の事項及び次の事項を表示しなければならない。 一定格ランプ電流又は定格入力電流 一定調光に対応していないランプは、その旨の図記号又は文字での注意書き	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 ランプは、通常の使用で、使用者又は周囲に危害を与えないように設計し、かつ、製造しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1 箇条 5 5.2	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 ランプは、通常の使用で、使用者又は周囲に危害を与えないように設計し、かつ、製造しなければならない。 箇条 5 表示 5.2 包装などの表示 乾燥した条件などで使用するランプの包装、取扱説明書などには、水滴がかかる状態や、湿度の高いところで使用しない旨、表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 き				箇条 18 18.1	箇条 18 水の浸入に対する保護 18.1 要求事項 包装、取扱説明書などに、水滴がかかる状態や、湿度の高いところで使用しない旨の表示がないランプは、水への接触に耐えるものでなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 耐熱性 ランプは、十分な耐熱性をもっていなければならない。感電保護用の外殻を構成する絶縁物及び導電部を所定位置に保持する絶縁物は、規定のボールプレッシャ試験に耐えなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 7 箇条 13 箇条 15	箇条 7 感電に対する保護 ランプは、照明器具のカバーを外した状態でランプソケットに装着したとき、ランプ内部の金属部分及び口金の充電部分に触れない構造でなければならない。 箇条 13 故障状態における安全性 ランプは、通常使用中に発生が想定される故障状態において充電部露出があってはならない。 箇条 15 異常動作 調光に対応しないランプが調光器又は電子スイッチで使用されることによって起こし得る異常動作状態の下でも、充電部に接触できてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 感電に対する保護 口金以外の露出している金属部分は、充電の状態になってはならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 8.2 8.3 箇条 14	箇条 8 絶縁抵抗及び耐電圧 8.1 一般事項 絶縁抵抗及び耐電圧は、ランプの通電部分及びランプの手の触れる部分との間で十分な値でなければならない。 8.2 絶縁抵抗 口金の通電部分とランプの可触部分との絶縁抵抗値は、4 MΩ以上でなければならない。 8.3 耐電圧 口金の通電部分とランプの可触部分は、耐電圧試験中にフラッシュオーバー又は絶縁破壊が起こってはならない。 箇条 14 沿面距離及び空間距離 JIS C 8105-1 の第 11 章を満足しなければならない。 第 11 章 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。 内部に組み込まれた部位の沿面距離及び空間距離は、JIS C 8147-1 を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 12 箇条 13 13.1 箇条 15	箇条 10 口金温度上昇 口金温度上昇値は、規定の値を超えてはならない。 箇条 12 耐燃焼性 導電部を所定位置に保持する絶縁物及び感電保護用の外郭を構成する絶縁物は、試験温度 650 °C のグローワイヤ試験で、試料のいかなる火炎又は赤熱も、グローワイヤから引き離して 30 秒以内に消えなければならない。また、燃焼又は溶融した試料の小片で、試料の下に置いた包装用ティッシュが発火してはならない。 箇条 13 故障状態における安全性 13.1 一般要求事項 ランプは、通常使用中に発生が想定される故障状態において発火又はランプからの可燃性ガスの発生があってはならない。 箇条 15 異常動作 調光に対応しないランプが調光器又は電子スイッチで使用されることによって起こし得る異常動作状態の下でも、炎又は可燃性ガスを発生してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 口金温度上昇 口金温度上昇値は、規定の値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2	箇条 6 互換性 6.1 口金の互換性 互換性を確保するため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。 6.2 受金にてランプから受ける曲げモーメント及びランプ質量 ランプソケットに加わる曲げモーメントは、規定の値を超えてはならない。ランプ質量は、規定の質量を超えてはならない。	
第十一条 第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1 9.2 9.2.1 9.4	箇条 9 口金部の機械的強度 9.1 要求事項 ランプは機械的強度に耐えなければならない。 9.2 試験 9.2.1 未使用ランプのねじり強度 未使用ランプの口金接着部は、口金とランプを着脱するために取り扱う部分との間に加える、規定のねじりモーメントに耐えなければならない。 9.4 ねじ込み口金の軸方向強度 ランプを規定のゲージにねじ込み、口金の中心の接点に軸	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					方向の力を加えたとき、中心の接点周囲の絶縁物に損傷があってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 ランプは、通常の使用で、使用者又は周囲に危害を与えないように設計し、かつ、製造しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17 17.1 17.2	箇条 17 光生物学的安全性 17.1 紫外放射 目及び皮膚に対する紫外放射は、規定の値を超えてはならない。 17.2 青色光傷害 ランプの青色光傷害のリスクグループは、免除グループ（何らの光生物学的傷害も起こさないもの。）又はリスクグループ 1（通常の行動への制約が必要になるような傷害を引き起こさないもの）でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1 ランプは、通常の使用で、使用者又は周囲に危害を与えないように設計し、かつ、製造しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1	箇条 5 製品の表示 5.1 製品の表示 ランプには、見やすく、容易に消えない方法で規定の事項を表示しなければならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8156：2017

規格名：一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—